

各地の闘いの報告

和歌山・過誤払い保護費に対する6 3条返還処分取消裁決の報告

弁護士 長岡健太郎

1 事案の概要

Kさんは、和歌山市内に住む40歳代の女性で、子ども5人がいるシングルマザーであり、平成22年6月から現在まで生活保護を受給している。子どものうち4人に障害があるため、同年8月から特別児童扶養手当を受給している。Kさんは、その事実を毎年、収入申告書に記載して保護課に提出していたが、保護課の歴代の担当者はこれを十分確認せず、収入認定していなかった。また市は障害者加算も認定していなかった。

2 1度目の取消裁決

平成27年12月、Kさんが保護課に特別児童扶養手当の受給額が3人分から4人分が増えた旨申告したことを契機に、市がそれまでの過誤払いに付き、時効分を除いた3,683,560円について平成28年2月29日、63条に基づく返還処分をした。

Kさんは、「これまで申告していたのに返還が必要になるのは納得できない」として弁護士(当職)に相談し、同年3月、審査請求をした。県は、同年7月21日、市が「返還決定処分を行

うこと自体は、法令に基づき適正になされたもの」としつつも、「障害者加算についての判定を行っていないことから、現行の最低生活費の認定は適正ではなく、…本件処分には不備がある」として取消裁決をした。

3 2度目の取消裁決

市は平成29年1月25日、未認定であった障害者加算に相当する額及び更に時効にかかった分を差し引きし、返還額を1,559,010円とした上で再度返還処分をし、Kさんは再び審査請求をした。平成28年施行の改正行政不服審査法下の審査請求となったため、Kさん及び当職が出席して口頭意見陳述(市側への質問を含む)を行い、市からは福祉事務所長が自ら出席した。口頭意見陳述では、Kさんは毎月障害のある子ども達と共にタクシーで通院していたところ、通院移送費の支給は平成27年4月からであり、それ以前は過支給分からタクシー代を支払っていたことなどが明らかとなった。

県は、平成29年7月10日、「全額返還により審査請求人の自立が著しく阻害されることにならないか考慮していない」、「返還額から控除できる自立更生費の有無について、課長通知に基づく慎重な判断を実施していない」などとして、取消裁決をした。

4 最後に

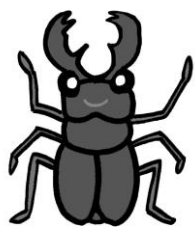
市は返還を求める方針を変えておらず、



「分割でもいいので返還してもらおう必要がある。額をもう一度審査し直して受給者に通知する」としている。

しかし、そもそも今回の過誤払いは市の職員のミスであり、これを受給者に転嫁することは許されない。憲法25条及び生活保護法の最低生活保障の趣旨や、東京地裁平成29年2月1日判決からは、今も生活保護を受給中のKさんに対し、そもそも63条返還を求めるべきではない。

Kさん及び当職としては、再三の違法かつ不当な返還処分に負けることなく、引き続き全力を尽くす所存である。



生活保護裁決書データベース 公開!!!

アドレス <http://seihohb.jp/> にアクセスを!!!

事務局 吉永 純

裁判連事務局メンバーを中心に2014年から2016年にかけて、生活保護の審査請求裁決書の分析作業を行ってきました。そして、このたびそれらの中から注目される裁決を抜粋して公開しました。

本サイトは、2006年度〜2015年度に全国で出された生活保護裁決6500件余りのうち、注目される約500裁決のデータベースです。

6500件余の裁決は、2006年度〜2015年度に全国で出された生活保護裁決から、生活保護基準関係の

裁決書を除外したもので、審査庁(都道府県知事)が実質的な判断をしたものです。これらの裁決は、各都道府県の情報公開条例に基づき収集されたものです(管理者が個人的に入手したのも含みます)。

注目される裁決とは、生活保護に関する判例や生活保護の実施要領(生活保護の通知集)に基づき、処分庁(福祉事務所長)の違法、不当な運用を是正した裁決です。併せて、生活保護の運用現場で争点となっている重要課題や、利用者のニーズと制度や運用との矛盾、衝突について、審査庁が法の趣旨に沿って前向きに対処しようとしているかどうかも考慮しています。

生活保護行政は、裁判を提起する前に、原則として審査請求を経なければなりません(審査請求前置主義)。そこで出された都道府県知事の裁決書は、これまで一般には公開されていませんでした。しかしながら、現場でどのような論点で争われているか、審査庁(都道府県知事)がどのような判断をしているかは生活保護の運用にとって重要なものです。裁判連としては、これまで1996〜2005年度の裁決書の中から主要な裁決を裁決集として発刊してきましたが、今回のホームページによる公開はそれに続くものです。判決と並んで、裁決は、生活保護の紛争を解決するうえで、有力な手がかりを与えてくれるでしょう。活用されることを期待しています。



要項確定!

第23回生保裁判連総会兼交流会・in熊本

生活保護裁判連絡会の第23回総会・交流会は、2017年10月21日(土)に熊本で開催されます。

詳しくは同封の開催要項をご覧ください。

みなさんと熊本の地でお会いできることを楽しみにしています!!

「宿泊所貧困ビジネス」さいたま地裁判決

弁護士 猪股 正

1 はじめに

劣悪な施設内に生活困窮者を囲い込み生活保護費を搾取していた悪質な貧困ビジネス業者に対し、さいたま地裁は、2017年3月1日、総額約1580万円の損害賠償及び不当利得の返還を命じる判決を言い渡しました。判決は、同月18日に確定しています。

貧困が拡大しホームレス状態となる人が後を絶たず、行き場を失った人が次々と囲い込んで暴利を貪る悪質な貧困ビジネス業者が、今も各地で増殖している状況において、本判決の意義は大きいと思います。以下、業者の口、判決までの攻防、判決の概要について報告いたします。

2 生活困窮者を囲い込んで搾取する手口

施設職員が、東京都内の公園や駅周辺などを巡回し、ホームレス状態の人を探し、食事や住まいを提供できると声をかけて誘い、車で埼玉県内の施設まで搬送して入所させます。すぐに生活保護を申請させ、支給日に、保護費を封筒毎全額回収し、本人には1日500円、月に1回5000円、合計2万円の小遣いを渡すだけです。保護の支給額は受給者によって異なりますが、住宅費込みで12万5000円前後のことが多く、業者の懐に残るのは10万円以上です。部屋の広さは1人3畳程度と狭小で、食事も昼食は乾麺、夕食もご飯とみそ汁のほかはレトルト食品を中心とした主菜一品のみの粗末

なものでした。

3 弁護団の結成と裁判内外での攻防

埼玉を中心に、東京、千葉、愛知、京都、大阪など各地の弁護士の協力を得て弁護団を結成し、2011年に7名の原告が訴訟を提起しました。訴訟提起後、業者は、原告本人に直接接触し、訴訟取下の働きかけをするなど、弁護団による警告を悉く無視して、訴訟進行の妨害行為を繰り返しました。弁護団は、施設に乗り込んでの交渉、文書による警告、捜査機関への申告等により対抗しましたが、2013年1月までに原告4名から取下書が提出されるという異常な事態となったため、弁護団は、2014年3月、弁護士活動の妨害を理由に損害賠償を請求する別件訴訟を提起し、また、検察庁に対し脱税容疑での摘発を求めました。これに対し、業者代表者は、マスコミを動かし弁護団を誹謗中傷する記事を書かせることなどを準備していました

(関係者の供述等)が、計画実行直前の同年10月2日、代表者が所得税法違反の容疑で逮捕されました。その後、代表者は、2015年6月に有罪判決を受け、この刑事事件記録も書証として活用し、提訴から6年近くの攻防の後、本判決となりました。当初7名だった原告は、4名は訴訟を取下、1名は所在不明となり、判決時には2名となっていました。

4 判決の概要

(1) 不当利得返還請求

判決は、原告らから生活保護費を全額徴収しながら、原告らに対して、生活保護法に定める健康で文化的な最

低限度の生活に満たないサービスしか提供せず、その差額をすべて取得していたのであり、かかる被告の行為は、生活保護法の趣旨に反し、その違法性は高いとし、事業者と入所者との間の住居等の提供契約は、対価とサービスの均衡を欠くばかりか、社会福祉法の趣旨にも反し、また、原告らが生活に困窮していた状況に乗じて締結させたことなどその経緯や態様等に照らして、公序良俗に反し、無効というべきであるとしました。そして、原告らが抛出した生活保護費相当額から被告より交付された現金総額を控除した金額合計557万8069円について不当利得返還請求を認容しました。

(2) 不法行為による慰謝料

原告らは生活保護基準を下回る劣悪な環境で生活することを余儀なくされていたものであり、原告らの最低限度の生活を営む利益を侵害したものとして不法行為が成立するとし、

生活状況、入居期間その他一切の事情を勘案し、残った原告2名につきそれぞれ10万円と20万円の慰謝料の支払いを命じました。

(3) 安全配慮義務違反

仕事をさせられ、中指切断の障害を負った入所者につき、安全配慮義務違反を理由に、総額991万3417円の損害賠償の支払いを命じています。

5 規制強化の必要性

本判決は、業者から暴利を剥奪するものであって、貧困ビジネスの蔓延に歯止めをかける意義を持つ画期的判決であると評価できると思います。ただ、生活困窮者が裁判の原告となり、訴訟で闘い抜くことは容易ではありません。

せん。現在のように、民間の事業者に宿泊所経営を許すのであれば、本判決が第1種社会福祉事業を許可制とした「社会福祉法の趣旨にも反する」としているように、少なくとも、本件被告のように、入所者の生活を丸抱えし、入所者が生活の大部分を施設内で営む場合には、本来、第1種事業に該当するのであるから、許可制の運用を徹底し、無許可の場合には、社会福祉法に基づき刑事罰を科す等の厳格な対応に出るべきです。もし、法律上、許可制の適用に疑義があるというのであれば、社会福祉法を改正することにより要件を明確化して許可制を適用すべきであると思います。

判決内容の詳細は、賃金と社会保障NO.1681 5月上旬号(無料低額宿泊所と貧困ビジネス特集号)に掲載されています。

